

## 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書

介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、介護職員処遇改善交付金制度が平成21年10月から平成23年度まで実施されていた。平成24年度からは当該交付金を介護報酬に移行し、交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てる目的とする介護職員処遇改善加算制度として継続されている。

しかし、この加算制度は例外的かつ経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間とされ、暫定的な措置となっている。

現在、65歳以上の人口が21%以上となった超高齢社会を迎えており、依然として介護職員の離職率は高く、介護事業者は介護職員の確保に苦慮している。介護崩壊をくい止め、安全で安心な介護を実現するためには、介護職員の確保に向け、賃金などの処遇改善が必要である。

介護職員の賃金は他の産業と比べても低く、政府公約である介護職員への4万円の賃上げを実現するためにも、介護職員処遇改善制度は廃止ではなく、継続し拡充させが必要である。

よって、国においては次の措置を講ずるよう強く求める。

1 介護職員処遇改善加算制度を平成27年4月1日以降も継続すること。

2 介護職員処遇改善加算事業の対象職種を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月13日

三浦市議会議長 岩野匡史

意見書提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣